

小美玉市学校規模学校配置適正化地域協議会要綱

(設置)

第1条 小美玉市小中学校における学校規模配置適正化に向けて、小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会が示した具体的な方策の中間答申を協議するため、小美玉市内各小学校区に小美玉市学校規模学校配置適正化地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の学校の将来像について
- (2) 中間答申（再編案）について
- (3) 通学手段の検討並びに学校跡地利用の検討について
- (4) その他必要事項について

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域代表者（区長等）
- (2) 学校長
- (3) 学校評議員
- (4) P T A役員及びP T A推薦者（幼稚園の保護者会も含む）
- (5) 議会推薦市議会議員
- (6) 学区まちづくり組織（地区コミュニティ）の委員長
- (7) 教育委員会が推薦するもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前項と同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 協議会は、原則公開とする。

(報告)

第7条 会長は、協議会の協議結果を小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課及び小学校において協力して行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。